

惠。于時天正廿曆壬辰六月十八日。

大檀那尾張國小塚藤十郎藤原勝吉

作事奉行同國伊藤宗助藤原重長

大工諸橋住人大工藤次郎藤原明安

小工太郎右衛門尉藤原清光

九月七日。豊臣秀吉、在外の軍に、前田利家を名代として渡海せしむべきを告ぐ。

【國祖遺言】

二〇七三

今度唐より人數出し申候旨追々注進、得其意候付、秀吉爲名代、加賀宰相羽柴筑前守指遣、近日渡海申付候。此者下知次第ニ合戰可仕候。此旨申遣上者、筑前守申付ハ秀吉下知と存、不寄誰々背者於有之者、急度成敗可被加條、可存其意候。猶右之趣三人之横目ニ申合候。其外之人數共、銘々筑前守可申渡者也。

九月七日

朱印 (豊臣秀吉)

(この文書には宛所を缺けり。しかれども國祖遺言に上様唐へ御書の寫なりと記するもの、正鵠に中れ

るものなるべし。)

九月十四日。豊臣秀次、前田利家に、勅命に依りて秀吉の肥前名護屋下向を一ヶ月延期したることを報す。

【溫故集錄】

二〇七四

太閤至于名護屋御下向之事、被成論旨院宣、雖爲年内御抑留、高麗國被指遣被諸卒并其地在之地面々軍勞、終御請無之。雖然依有勅命之恐、一箇月之間令豐遲延之條、可被得其意候也。

九月十四日

朱印

(徳川家康) 江戸大納言殿 (前田利家) 羽柴加賀宰相殿

(この文書の朱印は豊臣秀次なるべし。勅使菊亭晴季の秀吉に面會して名護屋下向を止めたるは九月九日に、尋いて秀吉の大坂を發したるは十月朔日に在り。)

九月十九日。前田利家肥前名護屋より、在能登

の今井彦右衛門等に、嚴に今年の租を徴すべきことを命す。

【三輪文書】

二〇七五

急与申遣候。仍皆々代官所年貢諸成物事、當年は少も無未進様ニ可申付候。いづれも諸侍、國をへだて令長陣晝夜普請、其上高麗・唐までも可越と覺悟有之事候。少の代官ニかゝり、國ニ有ながら百姓前過分の未進をさせ、其年の算用をさへ仕かね候段、沙汰之限比興第一候。早々中勘定を仕、五郎兵まで可上置候。歸陣候節逡敷算用、未進をさせ候代官は、自今以後のため、又は申付遣候事共違背之間、急与可成敗候。後日之爲届申遣もの也。

天正廿 九月十九日

利家 在印 (前田)

今井彦右衛門どの

(吉宗) 三輪藤兵衛どの

(直孝) 大井久兵衛どの

(拾遺溫故雜帖記載のものは本文と稍異にして非なるが如し。)

九月廿一日。豊臣秀吉、明國和を請ふに依り、先に前田利家に名代として渡海すべき命を與へたるを撤回す。

【拾遺溫故雜帖】

二〇七六

今度は唐人數萬騎出申候由付而、先夜者貴所被罷越、我等名代として、唐四百餘州を切したがへ可申望被申候儀、誠ニ手柄之被申分、不初于今儀と乍申大慶申候。然所ニ彼唐人共佗言申、人數ども引入申候由注進申越候間、先唐入は指延可被申候。何事も以面具ニ可申渡候。其心得可有之候。恐々かしく。

九月廿一日

大かう 在判 (豊臣秀吉)

(前田利家) 羽柴筑前守どの

參

【遺編類纂】

二〇七七

自筆にて申入候。今度夥敷之人數を出よし、彼地より申越候處ニ、御手前我が名代として唐渡ありて、四百よし